

# 令和7年度コミュニティ助成事業の募集について（ご案内）

地域づくり連携課

標記の件につきまして、一般財団法人自治総合センター（以下「自治センター」とします。）から令和7年度の当該事業に関する通知がありましたので、ご案内申し上げます。  
事業内容等については、下記をご確認ください。

## 記

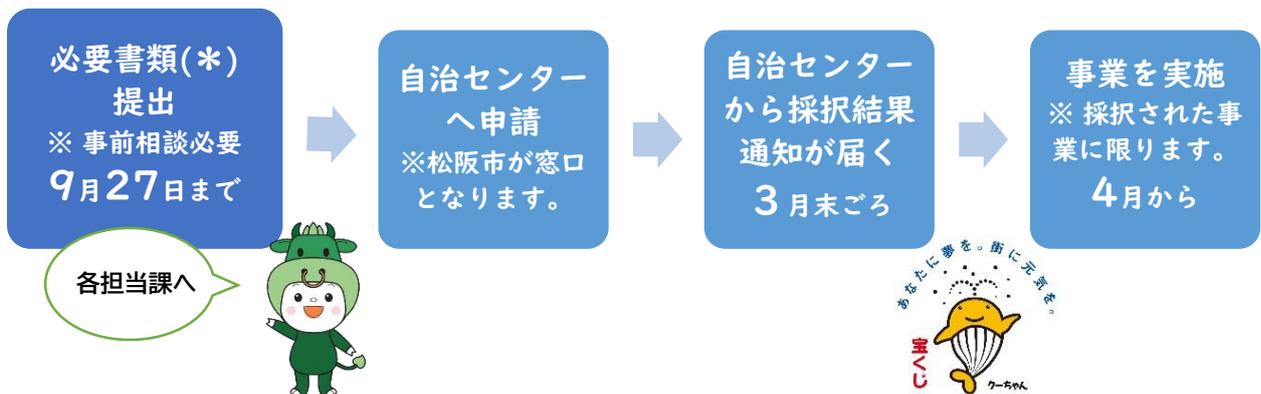
### 1. 事業について

コミュニティ助成事業とは、宝くじの受託事業収入を財源として、自治センターが社会貢献広報事業として実施しているもので、市が窓口となり、地域コミュニティ活動の充実・強化を目的にコミュニティ組織（自治会等）に対して補助金を交付します。

交付対象は自治センターが採択した事業となります。応募された全ての団体がこの助成の対象となるわけではありません。

松阪市への必要書類(\*)の提出期限は、**令和6年9月27日(金)**です。担当の窓口は各事業により異なりますので、事業に関するお問合せ、ご相談等は各担当へお願いします。各事業の内容と担当窓口については、裏面を参照してください。

### 2. 事前相談から事業実施まで（流れ）



### 3. 事業の詳細確認について（自治センター又は松阪市ホームページをご確認ください）

要綱、様式のダウンロードが可能です。

<https://www.jichi-sogo.jp/lottery/community>

自治総合センター コミュニティ助成事業	検索 🔍
---------------------	------



<https://www.city.matsusaka.mie.jp/site/tiikidukuri/commu-jyosei.html>

松阪市 コミュニティ助成事業	検索 🔍
----------------	------



裏面へ続く

## 4. 担当課及び内容

### ■ 地域づくり連携課（電話 53-4369）、各地域振興局地域振興課<sup>(※1)</sup>

一般コミュニティ助成事業	
補助対象経費	自治会活動等に直接必要な設備等（建築物、消耗品は除く）の整備に係る費用（例：パソコン、印刷複合機、テーブル、ポータブルアンプ等）
対象	自治会、町内会、住民自治協議会等
(*) 必要書類	事業計画書、自治会等の規約、総会資料、見積書、カタログ 他
助成金額	100万円～250万円まで（10万円未満切捨て）

コミュニティセンター助成事業	
補助対象経費	集会所等の建設または大規模修繕、及びその施設に必要な備品の整備に係る経費
対象	自治会、町内会、住民自治協議会等
(*) 必要書類	事業計画書、自治会等の規約、総会資料、見積書、土地登記簿、函面 他
助成金額	対象となる事業費の5分の3以内。2,000万円が上限。（10万円未満切捨て）

### ■ 防災対策課（電話 53-4313）

地域防災組織育成助成事業	
補助対象経費	自主防災組織が行う地域の防災活動に直接必要な設備等（建築物、消耗品は除く）の整備に係る経費
対象	地域の自主防災組織
(*) 必要書類	事業計画書、自治会等の規約、総会資料、見積書、カタログ 他
助成金額	30万円～200万円まで（10万円未満切捨て）

### ■ 教育委員会事務局生涯学習課（電話 53-4401）

青少年健全育成助成事業	
補助対象経費	青少年の健全育成に資するためのスポーツ・レクリエーション活動や文化・学習活動に関する事業等、その他主として親子で参加するソフト事業等に係る経費
対象	自治会、町内会、住民自治協議会等
(*) 必要書類	事業計画書、見積書、自治会等の規約、総会資料
助成金額	30万円～100万円まで（10万円未満切捨て）



#### (※1) 地域振興局連絡先

嬉野地域振興課（48-3804） 三雲地域振興課（56-7905）  
飯南地域振興課（32-2511） 飯高地域振興課（46-7111）